

安全データシート

1. 化学品及び会社情報

化学品の名称	テイクワン L
会社	日本曹達株式会社
住所	〒100-7010 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号
担当部門	化学品事業部工業化学品部環境化学品課
電話番号	03-4212-9646
FAX 番号	03-4212-9671
緊急連絡先情報	化学品事業部工業化学品部環境化学品課
電話番号	03-4212-9646
SDS 作成日	1995年06月01日
改訂日	2024年03月29日(10版)
推奨用途	トイレ洗浄剤およびリムディスペンサー
使用上の制限	推奨用途以外の用途へ使用する場合は専門家の判断を仰ぐこと

2. 危険有害性の要約

GHS 分類

健康有害性	急性毒性（経口）	区分4
	急性毒性（吸入：粉じん、ミスト）	区分4
	皮膚腐食性／刺激性	区分1
	眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性	区分1
	特定標的臓器毒性（単回ばく露）	区分1（呼吸器系）
	特定標的臓器毒性（反復ばく露）	区分1（歯、呼吸器系）
	誤えん有害性	区分1
環境有害性	水生環境有害性 短期（急性）	区分2

ラベル要素

絵表示（GHS JP）



注意喚起語（GHS JP）

: 危険

危険有害性（GHS JP）

: 飲み込むと有害
飲み込んで気道に侵入すると生命に危険のおそれ
重篤な皮膚の薬傷及び眼の損傷
重篤な眼の損傷
吸入すると有害
臓器の障害（呼吸器系）
長期にわたる、又は反復ばく露による臓器の障害（歯、呼吸器系）
水生生物に毒性

注意書き（GHS JP）

安全対策	: ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。 取扱い後は手、顔をよく洗うこと。 この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。 屋外又は換気の良い場所でだけ使用すること。 環境への放出を避けること。 保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護面を着用すること。
応急措置	: 飲み込んだ場合：直ちに医師に連絡すること。 飲み込んだ場合：口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。 皮膚（又は髪）に付着した場合：直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。 皮膚を水又はシャワーで洗うこと。 吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。 眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。 直ちに医師に連絡すること。 ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師に連絡すること。 気分が悪いときは医師に連絡すること。 気分が悪いときは、医師の診察／手当てを受けること。 汚染された衣類を再使用する場合には洗濯をすること。
保管	: 施錠して保管すること。
廃棄	: 内容物/容器を国際/国/都道府県/市町村の規則に従って廃棄すること。

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別 : 混合物

化学名	濃度 (%)	化学式	官報公示整理番号		CAS 番号
			化審法番号	安衛法番号	
塩化水素	22	HCl	(1)-215	なし(公表化学物質扱い)	7647-01-0
2-プロパノール	< 0.1	C3H8O	(2)-207	2-(8)-319	67-63-0

《水、着色剤、腐食防止剤》

CAS No. 記載せず

含有量 78%

《2-プロパノール の別名》

イソプロパノール

4. 応急措置

応急措置

吸入した場合	: 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。 直ちに医師に連絡すること。
皮膚に付着した場合	: 汚染された衣類、靴を直ちに脱ぐこと。 皮膚を流水/シャワーで洗うこと。

- 直ちに医師に連絡すること。
汚染された衣類を再使用する場合には洗濯をすること。
- 眼に入った場合
- ： 広範囲にわたる薬傷の場合は、安静にさせ、発現する症状に応じて吸入した場合と同様な処置を行う。
 - ： 水で数分間注意深く洗うこと。
 - ： コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
- 飲み込んだ場合
- ： 直ちに医師に連絡すること。
 - ： 水で口の中をよく洗う。
 - ： 直ちに医師の診察／手当てを受けること。
 - ： 無理に吐かせないこと。

医師に対する特別な注意事項

- その他の医学的アドバイスまたは治療
- ： 対症的に治療すること。

5. 火災時の措置

- 適切な消火剤
- ： 霧状の水
 - ： 炭酸ガス消火剤
 - ： 粉末消火剤
 - ： 泡消火剤
- 使ってはならない消火剤
- ： 情報なし。
- 火災危険性
- ： 加熱により毒性・有害性ガスを発生する。
- 消火方法
- ： 火元への燃焼源を断ち、消火剤を使用して消火する。
 - ： 消火作業は風上から行う。
 - ： 周辺火災の場合、速やかに容器を安全な場所に移す。
 - ： 移動できない場合、容器に放水し、冷却する。
- 消火を行う者の保護
- ： 加熱により毒性・有害性ガスを発生する可能性があるため、自給式呼吸器を含む消火保護具を着用すること、
 - ： 風上に立ち蒸気を避ける。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具および緊急時措置

- 一般的措置
- ： 作業の際は、保護具を着用する。保護具については「8. ばく露防止及び保護措置」を参照の事。
 - ： 人を退避させ、飛散・漏出した周辺にロープを張り、「立入禁止」の措置を行う。
 - ： 眼、皮膚、衣類につけないこと。
 - ： ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。
 - ： 十分な換気を確保する。
 - ： 風上から近づく。

環境に対する注意事項

- 環境に対する注意事項
- ： 排水溝または水路への侵入を防ぐ。

封じ込め及び浄化の方法及び機材

- ： 少量の場合は、漏出した液は土砂に吸収させて密閉可能な容器に回収する。
- ： 多量に漏出した場合は、盛土等で囲って流れを止め吸収させるか、安全な場所に導き遠くから徐々に注水しある程度希釈した後、消石灰、ソーダ灰等で中和する。これを多量の水を用い洗い流す。洗い流す場合、濃厚な廃液が下水溝、河川、田畑等へ流入しないよう注意する

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

- 技術的対策 : 『8. ばく露防止及び保護措置』に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。
- 安全取扱注意事項 : 作業の際は、保護具を着用する。保護具については「8. ばく露防止及び保護措置」を参照の事。
眼、皮膚、衣類につけないこと。
蒸気、ミスト、スプレーを吸入しないこと。
取扱い後はよく手、顔を洗うこと。
この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。
屋外又は換気の良い場所でだけ使用すること。
必ず換気設備のある場所で取り扱い、できるだけ風上で作業をする。
容器の開栓はできるだけ短時間とし、できるだけ蒸気の発生、液洩れ、あふれ等をさせないように取り扱う。
酸性なので、塩素系の洗浄剤や漂白剤と混合・使用してはならない。
- 接触回避 : 「10. 安定性及び反応性」を参照のこと。

保管

- 安全な保管条件 : 直射日光の当たらない換気の良い場所に保管する。
酸性なので、アルカリ性の化学物質と同じ場所で保管しない。
可燃性物質、還元剤、強酸化剤、金属等から離して保管する。
- 安全な容器包装材料 : データなし

8. ばく露防止及び保護措置

《塩化水素 のデータ》

厚生労働省

管理濃度 : 設定されていない

日本産業衛生学会

許容濃度(産衛学会) : 【最大許容濃度】2ppm(3.0mg/m³)

年度 : 2021

ACGIH

許容濃度(ACGIH) : TWA -, STEL C 2 ppm

年度 : 2021

《2-プロパノール のデータ》

厚生労働省

管理濃度 : 200ppm

日本産業衛生学会

許容濃度(産衛学会) : 【最大許容濃度】400ppm(980mg/m³)

年度	: 2021
ACGIH	
許容濃度 (ACGIH)	: TWA 200 ppm, STEL 400 ppm
年度	: 2021
設備対策	: 屋内使用の場合、装置を密閉化し、局所排気装置又は全体排気装置を設置する。 取扱い場所の近くに、シャワー・洗眼器を設置する。
呼吸用保護具	: 酸性ガス用防毒マスク : (漏洩時は空気呼吸器)
手の保護具	: ゴム又はネオプレンゴム製
眼の保護具	: ゴーグル : (防毒マスクの場合は顔面シールドの着用を推奨する)
皮膚及び身体の保護具	: ゴム衣、ゴム長靴、ゴム前掛け (ゴム衣がない場合)

9. 物理的及び化学的性質

物理状態	: 液体
色	: 赤色透明
臭い	: 刺激臭
pH	: 1.31 (1%液 20°C)
融点	: データなし
凝固点	: データなし
沸点	: データなし
引火点	: データなし
自然発火点	: データなし
分解温度	: データなし
可燃性	: データなし
蒸気圧	: データなし
相対密度	: 1.1 (20°C)
密度	: データなし
相対ガス密度	: データなし
溶解度	: 水: 任意の割合で溶解
n-オクタノール/水分配係数 (Log Pow)	: データなし
爆発限界 (vol %)	: データなし
動粘性率	: 1.23 mm ² /s (20°C)
その他の性質	: 発煙性あり。
粒子特性	: データなし

10. 安定性及び反応性

反応性	: 強酸性物質なのでアルカリ性物質と激しく反応し、発熱する。
化学的安定性	: 通常の実験条件下では安定である。
危険有害反応可能性	: 金属と反応し、可燃性の水素を発生する。水素は空気と混ざり合うと爆発するので注意する。
避けるべき条件	: 直射日光。高温。

混触危険物質 : アルカリ性の化学物質
可燃性物質、還元剤、強酸化剤、金属等

危険有害な分解生成物 : 塩素、水素
加熱により塩化水素が発生する。

11. 有害性情報

急性毒性（経口） : 飲み込むと有害

急性毒性（経皮） : 区分に該当しない

急性毒性（吸入） : 区分に該当しない(分類対象外)（気体）
分類できない（蒸気）
吸入すると有害

塩化水素 (7647-01-0)	
LD50 経口	238 mg/kg
LD50 経皮	5010 mg/kg
LC50 吸入 - ラット [ppm]	1411 ppm
LC50 吸入 - ラット (粉じん / ミスト)	0.42 mg/l/4h

2-プロパノール (67-63-0)	
LD50 経口	4384 mg/kg
LD50 経皮	12870 mg/kg

皮膚腐食性/皮膚刺激性 : 重篤な皮膚の薬傷

テイクワン L	
pH	1.31 (1%液 20°C)

塩化水素 (7647-01-0)	
皮膚腐食性/刺激性	ウサギを用いた皮膚刺激性試験で、1~4時間曝露により濃度次第で腐食性が認められていること（SIDS（2009））、マウスあるいはラットに5~30分曝露により刺激性および皮膚の変色を伴う潰瘍が起きていること（SIDS（2009））、またヒトでも軽度~重度の刺激性、潰瘍や薬傷を起こした報告もある（SIDS（2009））。以上より、本物質は腐食性を有すると考えられるので区分1とした。

2-プロパノール (67-63-0)	
皮膚腐食性/刺激性	EHC 103（1990）、PATTY（6th, 2012）、ECETOC TR66（1995）のウサギ皮膚刺激性試験では、刺激性なし又は軽度の刺激性の報告があるが、EHC 103（1990）のヒトでのボランティア及びアルコール中毒患者の治療のため皮膚適用した試験では刺激性を示さないとの報告から、軽微ないし軽度の刺激性があると考えられ、JIS 分類基準の区分外（国連分類基準の区分3）とした。

眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性 : 重篤な眼の損傷性

テイクワン L	
pH	1.31 (1%液 20°C)

塩化水素 (7647-01-0)	
眼に対する重篤な損傷性/刺激性	皮膚腐食性で区分1に分類されている。眼の損傷・刺激性に関してはすべて本物質の水溶液である塩酸曝露による。ウサギを含め複数の動物試験の結果、眼に対する重度の刺激または損傷性、腐食性を示すとの記述があり (SIDS (2002))、また、ヒトにおいても永続的な損傷や失明のおそれが記載されている (SIDS (2002)) ので区分1とした。なお、EU分類ではC、R34に分類されてる。

2-プロパノール (67-63-0)	
眼に対する重篤な損傷性/刺激性	EHC (1990)、SIDS (2002)、PATTY (6th, 2012)、ECETOC TR48 (1998) のウサギでの眼刺激性試験では、軽度から重度の刺激性の報告があるとの記述があるが、重篤な損傷性は記載されていないことから、区分2とした。

呼吸器感受性 : 分類できない
 皮膚感受性 : 区分に該当しない

塩化水素 (7647-01-0)	
呼吸器感受性	以下の理由から呼吸器感受性は [分類できない] とする。塩化水素は、反応性気道機能障害症候<RADS>を引き起こす物質、または、刺激物質誘導喘息物質として知られている。この種の喘息は、感受性を持つアレルギー性職業喘息とは異なる為、塩化水素は「感作」プロセスのない非アレルギー喘息因子である。他方、日本職業・環境アレルギー学会特設委員会にて作成された職業性アレルギーに関するリストでは、塩化水素は、感受性化学物質の一つとしてリストアップされている。しかしながら、その根拠となったと思われる国際喘息ガイドライン<GINA>の塩化水素に関する情報でも RADS としている為、塩化水素は呼吸器感受性物質ではない。米国内産業衛生専門家会議<ACGIH>は、塩化水素を気道感受性であるとするデータは十分でないとして、「感受性」があるとはしていない。欧州 CLP 規則付属VIの Annex (危険物リスト) において、塩化水素は収載されているが、呼吸器感受性に関しては指摘がない。すなわち、欧州では塩化水素を呼吸器感受性とはしていない。
皮膚感受性	モルモットの Maximization Test およびマウスの Ear Swelling Test での陰性結果 (SIDS (2009)) に加え、50人のヒトに感作誘導後 10~14日に適用した試験において誰も陽性反応を示さなかった報告 (SIDS (2009)) があり、区分外とした。

2-プロパノール (67-63-0)	
呼吸器感受性	データ不足のため分類できない。
皮膚感受性	データ不足のため分類できない。

生殖細胞変異原性 : 分類できない

塩化水素 (7647-01-0)	
生殖細胞変異原性	In vivo 試験のデータがないため分類できない。なお、Ames 試験では陰性、in vitro 染色体異常試験では低 pH に起因する偽陽性が得られている (SIDS (2009)) 。

2-プロパノール (67-63-0)	
生殖細胞変異原性	データ不足のため分類できない。すなわち、in vivoでは、体細胞変異原性試験であるマウスの骨髄細胞を用いる小核試験 (SIDS (2002))、ラットの骨髄細胞を用いる染色体異常試験 (EHC 103 (1990)) で陰性の結果が報告されている。in vitroでは、染色体異常試験のデータはなく、細菌を用いる復帰突然変異試験 (SIDS (2002)、EHC 103 (1990))、哺乳類培養細胞を用いる hprt 遺伝子突然変異試験 (SIDS (2002)) で陰性である。なお、IARC 71 (1999)、環境省リスク評価第6巻 (2008) では変異原性なしと記載している。分類ガイダンスの改訂により区分を変更した。

発がん性 : 分類できない

塩化水素 (7647-01-0)	
発がん性	IARCによる Group 3 (1992年)、ACGIHによる A4 (2003年) の分類に基づき区分外とした。なお、ラットあるいはマウスの発がん性試験では発がん性を示唆する証拠はなく (SIDS (2009))、ヒトの疫学調査でも多くはがん発生と塩化水素曝露との関係に否定的である (IARC 54 (1992)、PATTY (5th, 2001))。
IARC グループ	分類できない

2-プロパノール (67-63-0)	
発がん性	IARC 71 (1999) でグループ 3、ACGIH (7th, 2001) で A4 に分類されていることから、分類できないとした。分類ガイダンスの改訂により区分を変更した。

生殖毒性 : 分類できない

塩化水素 (7647-01-0)	
生殖毒性	データはすべてラットまたはマウスの妊娠期に投与した試験であり、児動物の発生に及ぼす悪影響は認められていない。しかし、親動物の交配あるいは妊娠前投与による性機能または生殖能に対する影響については不明であるので、データ不足のため「分類できない」とした。

2-プロパノール (67-63-0)	
生殖毒性	ラットの経口投与による2世代試験では生殖発生毒性は認められなかったとの記述がある (IARC 71 (1999)、EHC 103 (1990)) が、このデータの詳細は明らかではない。比較的新しいラットの経口投与による2世代試験では親動物に一般毒性影響 (肝臓及び腎臓の組織変化を伴う重量増加) が認められる用量で、雄親動物に交尾率の低下、児動物には生後に体重の低値及び死亡率の増加が見られたと記述されている (PATTY (6th, 2012))、SIDS (2002))。雄親動物における交尾率の低下と新生児への有害影響は、親動物への一般毒性による二次的・非特異的な影響とは考えがたい。また、妊娠雌ラットに吸入暴露した発生毒性試験において、胎児には軽微な影響 (体重低値、骨格変異) が見られたのみで、奇形の発生はなかったが、母動物毒性 (不安定歩行、嗜眠、摂餌量及び体重増加量減少) がみられる用量で着床不全、全胚吸収など生殖毒性影響がみられている (PATTY (6th, 2012))。以上の結果、分類ガイダンスに従い区分2に分類した。

特定標的臓器毒性(単回ばく露) : 臓器の障害 (呼吸器系)

塩化水素 (7647-01-0)	
特定標的臓器毒性(単回ばく露)	ヒトで吸入曝露により呼吸困難、喉頭炎、気管支炎、気管支収縮、肺炎などの症状を呈し、上気道の浮腫、炎症、壊死、肺水腫が報告されている。(DFGOT vol.6 (1994)、PATTY (5th, 2001)、(IARC 54 (1992)、ACGIH (2003))。また、動物試験では粘膜壊死を伴う気管支炎、肺の浮腫、出血、血栓など、肺や気管支に形態的傷害を伴う毒性影響がガイダンス値の区分1の範囲で認められている(ACGIH (2003)、SIDS (2009))。以上のヒトおよび動物の情報に基づき区分1(呼吸器系)とした。
特定標的臓器毒性(単回ばく露)	臓器の障害(呼吸器系)

2-プロパノール (67-63-0)	
特定標的臓器毒性(単回ばく露)	SIDS (2002)、EHC 103 (1990)、環境省リスク評価第6巻(2005)の記述から、本物質はヒトで急性中毒として中枢神経抑制(嗜眠、昏睡、呼吸抑制など)、消化管への刺激性(吐き気、嘔吐)、血圧、体温低下、不整脈など循環器系への影響を含み、全身的に有害影響を生じる。また、吸入ばく露により鼻、喉への刺激性(咳、咽頭痛)を示す(EHC 103 (1990)、環境省リスク評価第6巻(2005))ことから、気道刺激性を有する。以上より、区分1(中枢神経系、全身毒性)、及び区分3(気道刺激性)に分類した。なお、旧分類では区分1(腎臓)を採用したが、根拠となるデータはList 3の情報源からのヒトの症例報告によるもので、原著は古く、List 1及び2の複数の情報源では採用されておらず、標的臓器としての腎臓は不適切と判断し削除した。
特定標的臓器毒性(単回ばく露)	臓器の障害(中枢神経系、全身毒性) 呼吸器への刺激のおそれ

特定標的臓器毒性(反復ばく露) : 長期にわたる、又は反復ばく露による臓器の障害(歯、呼吸器系)

塩化水素 (7647-01-0)	
特定標的臓器毒性(反復ばく露)	ヒトで反復曝露を受け侵食による歯の損傷を訴える報告が複数あり(SIDS (2002)、EHC 21 (1982)、DFGOT vol.6 (1994)、PATTY (5th, 2001))、さらに慢性気管支炎の発生頻度増加も報告されている(DFGOT vol.6 (1994))。これらの情報に基づき区分1(歯、呼吸器系)とした。
特定標的臓器毒性(反復ばく露)	長期にわたる、又は反復ばく露による臓器の障害(歯、呼吸器系)

2-プロパノール (67-63-0)	
特定標的臓器毒性(反復ばく露)	ラットに本物質の蒸気を4ヶ月間吸入ばく露試験で、100 mg/m ³ (ガイダンス値換算濃度: 0.067 mg/L/6 hr)以上で白血球数の減少が見られ、500 mg/m ³ (ガイダンス値換算濃度: 0.33 mg/L/6 hr)群では呼吸器(肺、気管支)、肝臓、脾臓に病理学的な影響が認められた(EHC 103 (1990))との記述から、標的臓器は血液系、呼吸器、肝臓、脾臓であると判断し、血液は区分1、呼吸器、肝臓、脾臓は区分2とした。なお、吸入又は経口経路による動物試験において、区分2のガイダンス値を上回る用量で、麻酔作用、血液系への影響がみられている(SIDS (2002)、PATTY (6th, 2012))。
特定標的臓器毒性(反復ばく露)	長期にわたる、又は反復ばく露による臓器の障害(血液系) 長期にわたる、又は反復ばく露による臓器の障害のおそれ(呼吸器系、肝臓、脾臓)

誤えん有害性 : 飲み込んで気道に侵入すると生命に危険のおそれ

テイクワン L	
動粘性率	1.23 mm ² /s (20°C)
塩化水素 (7647-01-0)	
誤えん有害性	塩酸（塩化水素水溶液）の蒸気にばく露したり、飲み込んだ塩酸を気道に吸引した場合には、化学性肺炎を起こす可能性があるため、区分1とした。
2-プロパノール (67-63-0)	
誤えん有害性	データ不足のため分類できない。旧分類のデータが確認できないことと、分類ガイダンスの変更により分類を見直した。

12. 環境影響情報

生態毒性

水生環境有害性 短期（急性）	：	水生生物に毒性
水生環境有害性 長期（慢性）	：	区分に該当しない

塩化水素 (7647-01-0)	
LC50 - 魚 [1]	7.45 mg/l (マス、96hr) (pH 4.12、硬水)、10.3 mg/l (マス、96hr) (pH 3.98、軟水)
LC50 - 魚 [2]	30.9 (30.9 - 55.1) mg/l (フルーギル、96hr) (pH 3.25 - 3.5)
LC50 - 他の水生生物 [1]	240 mg/l (イカガニ、48hr)
EC50 - 甲殻類 [1]	0.492 mg/l
2-プロパノール (67-63-0)	
LC50 - 魚 [1]	> 100 mg/l (ヒメダカ、96hr)

残留性・分解性

テイクワン L	
残留性・分解性	データなし
塩化水素 (7647-01-0)	
急速分解性でない	

生体蓄積性

テイクワン L	
生体蓄積性	データなし
塩化水素 (7647-01-0)	
n-オクタノール/水分配係数 (Log Pow)	0.25

土壌中の移動性

テイクワン L	
土壌中の移動性	データなし
塩化水素 (7647-01-0)	
n-オクタノール/水分配係数 (Log Pow)	0.25

オゾン層への有害性

- オゾン層への有害性 : 分類できない
オゾン層への影響 : モントリオール議定書に指定された物質を含有しない。
その他の有害な影響 : 追加情報なし

13. 廃棄上の注意

- 環境影響情報 : 内容物/容器を国際/国/都道府県/市町村の規則に従って廃棄すること。
処理を外部に委託する場合は、都道府県知事の許可を受けた産業廃棄物処理業者に処理を委託する。
攪拌しながら石灰乳、苛性ソーダ等の薄い水溶液で中和した後、多量の水で希釈して流す。
- 汚染容器及び包装 : 容器の内容物を完全に除去してから廃棄する。

14. 輸送上の注意

- 国際規制
- 海上規制情報 : IMOの規定に従う。
 - 航空規制情報 : ICAO/IATAの規定に従う。
 - 国連番号 : 3264
 - 正式輸送品名 : その他の腐食性物質（無機物）（液体）（酸性のもの）
 - 容器等級 : II
 - 国連分類 : 8
 - 海洋汚染物質 : 非該当
- 国内規制
- 海上規制情報 : 船舶安全法の規定に従う。
 - 航空規制情報 : 航空法の規定に従う。
- 特別な輸送上の注意 : 荷役中の取扱いは、慎重丁寧に行い、手かぎの使用・転倒・落下・衝撃等により容器を傷め、内容物を飛散させてはならない。
輸送中は、直射日光や雨水の浸透を防止するため、被覆すると共に、容器を動揺、摩擦、転倒、落下が起らないように積載・輸送する。
- その他の情報 : 補足情報なし。

15. 適用法令

国内法令

化審法	： 優先評価化学物質（法第2条第5項） イソプロピルアルコール
労働安全衛生法	： 特定化学物質第3類物質（特定化学物質障害予防規則第2条第1項第6号） 塩化水素 作業環境評価基準（法第65条の2第1項） 危険物・引火性の物（施行令別表第1第4号） 名称等を通知すべき危険物及び有害物（法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第9） 塩化水素（政令番号：98） 名称等を表示すべき危険物及び有害物（法第57条第1項、施行令第18条第1号、第2号別表第9） 塩化水素 腐食性液体（労働安全衛生規則第326条） 塩酸 特殊健康診断対象物質・現行取扱労働者（法第66条第2項、施行令第22条第1項） 歯科健康診断対象物質（法第66条第3項、施行令第22条第3項） 塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、弗化水素、黄りんその他歯又は支持組織に有害な物 特別規則に基づく不浸透性の保護具等の使用義務物質（令和5年7月4日基発0704第1号・4該当物質の一覧） 塩化水素
毒物及び劇物取締法	： 劇物（指定令第2条） 塩化水素を含有する製剤 塩化水素と硫酸とを含有する製剤
水質汚濁防止法	： 指定物質（法第2条第4項、施行令第3条の3） 塩化水素
麻薬及び向精神薬取締法	： 麻薬向精神薬原料（法別表第4（9）、指定令第4条） 塩酸
消防法	： 非該当
大気汚染防止法	： 有害物質（法第2条第1項第3号、施行令第1条） 塩素及び塩化水素 特定物質（法第17条第1項、施行令第10条） 塩化水素 揮発性有機化合物（法第2条第4項）（環境省から都道府県への通達） 揮発性有機化合物
海洋汚染防止法	： 有害液体物質（Z類物質）（施行令別表第1） イソプロピルアルコール 塩酸
道路法	： 車両の通行の制限（施行令第19条の13、（独）日本高速道路保有・債務返済機構公示第12号・別表第2）
化学物質排出把握管理促進法（PRTR法）	： 非該当
労働基準法	： 疾病化学物質（法第75条第2項、施行規則第35条別表第1の2第4号1） 塩酸（塩化水素を含む）

16. その他の情報

引用文献

- 1) 化学防災指針集成 I 物質編 p. 1-349 (1996)
- 2) 国際化学物質安全性カード 日本語版 ICSC 番号:0163
- 3) Registry of Toxic Effects of Chemical Substances 1985~1986, p. 2717(1987)
- 4) The Sigma-Aldrich Library of Chemical Safety Data, 2nd. ed., p. 1896(1988)
- 5) Dangerous Properties of Industrial Materials, 7th ed. , p. 1900(1989)

記載内容は現時点で入手できた資料、情報データに基づいて作成していますが、含有量、物理化学的性質、危険・有害性等に関しては、いかなる保証をなすものではありません。又、注意事項は通常の取扱いを対象としたものなので、特殊な取扱いの場合には用途・用法に適した安全対策を実施の上、利用してください。

中毒したときの緊急連絡先

公益財団法人 日本中毒情報センター（事故に伴い急性中毒の恐れがある場合に限る）

中毒 1 1 0 番 365 日 24 時間対応
一般市民専用電話（情報料無料）
（大 阪） 072-727-2499 （つくば） 029-852-9999

医療機関専用有料電話(1 件 2000 円)
（大 阪） 072-726-9923 （つくば） 029-851-9999

医療機関の方が一般市民専用電話を使用した場合も、
情報料 1 件につき 2,000 円を徴収します。